

重要事項説明書

保育の提供開始にあたり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 5 条に基づいて、当施設があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

第 1 事業者

| | |
|------------|--------------------------|
| 事業者名称 | サンヨーホームズコミュニティ株式会社 |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府大阪市西区西本町 1 丁目 4 番 1 号 |
| 法人等種別 | 株式会社 |
| 代表者氏名 | 代表取締役 小山 明 |
| 電話番号 | 06-7662-8002 |

第 2 ご利用施設

| | |
|--------|-------------------------------------|
| 施設の種別 | 保育所 |
| 施設の名称 | 葵サンフレンズ保育園 |
| 施設の所在地 | 名古屋市東区葵 1 丁目 4 番 2 7 号 |
| 施設長氏名 | 中尾 範子 |
| 連絡先 | 電話 052-938-9321 FAX 052-938-9322 |

第 3 施設の目的・運営方針

葵サンフレンズ保育園（以下、「当園」という。）は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）及びなごや子どもの権利条例（平成 20 年名古屋市条例第 24 号）の理念にのっとり、保育を必要とする乳児及び幼児の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする。

- (1) 当園は、快適で安全な満たされた環境のなかで、養護と教育が一体となった保育を通して、心身ともに健やかな身体を育む。
- (2) 当園は、子ども一人ひとりの発育と多様な個性を尊重し、自己の力や気持ちを主体的にのびのびと表現する力を育む。
- (3) 当園は、園内外の生活や遊びを通して、喜びや驚き・美しさなど様々な体験をし、豊かな好奇心と感性を育む。
- (4) 当園は、家庭的な雰囲気のある生活と遊びのなかで、人と交わる楽しさや大切さへの理解を深め、お互いを認め思いやる気持ちを育む。

第4 施設・設備等の概要

(1) 施設

| | | |
|----|-------|--|
| 敷地 | 敷地全体 | 880.37 m ² |
| | 屋外遊戯場 | 3300 m ² (代替遊戯場：布池公園 3300 m ²) |
| 園舎 | 構造 | 鉄骨造 耐火構造 |
| | 延べ面積 | 337.21 m ² |

(2) 主な設備

| 設備 | 居室数 | 備考 |
|--------|-----|--|
| 乳児室 | 1室 | こあら組(0歳児クラス)・ぺんぎん組 |
| ほふく室 | 2室 | ぺんぎん組(1歳児クラス)・こあら組 |
| 保育室 | 4室 | うさぎ組(2歳児クラス) ぱんだ組(3歳児クラス) らいおん組(4歳児クラス) いるか組(5歳児クラス) |
| 調理室 | 1室 | 1F |
| 調乳室 | 1室 | 1F |
| 沐浴室 | 1室 | 1F |
| 便所(乳児) | 1室 | 1F |
| 便所(幼児) | 2室 | 2F |
| 事務室 | 1室 | 2F |

第5 利用定員

| 認定区分 | | 利用定員 |
|---------|-------|------|
| 2号認定子ども | | 30人 |
| 3号認定子ども | 満1歳以上 | 24人 |
| | 満1歳未満 | 6人 |

第 6 職員の配置状況

当園では、「名古屋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年名古屋市条例第 100 号）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、下記の職種の職員を配置しています。（令和 4 年 2 月 1 日現在）

| 職 種 | 員数 | 常勤 | 非常勤 | 備考 |
|---------|------|------|-----|-------|
| 園長 | 1 人 | 1 人 | — | |
| 主任保育士 | 1 人 | 1 人 | — | |
| 保育士 | 15 人 | 10 人 | 5 人 | |
| 保育従事者 | 1 人 | — | 1 人 | |
| 調理員 | 3 人 | 2 人 | 1 人 | |
| 看護師 | 1 人 | — | 1 人 | |
| 医師（嘱託医） | 2 人 | — | 2 人 | 内科・歯科 |

※ その他、必要に応じて職員を配置しております。

第 7 職員の勤務体制

| 職 種 | 勤 務 体 制 | 備 考 |
|-------|--|-----|
| 園長 | 8：30 ～ 17：30 | |
| 主任保育士 | 早番 7：30 ～ 16：30 日勤 8：30 ～ 17：30 遅番 10：30 ～ 19：30 *ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。 | |
| 保育士 | 早番 7：30 ～ 16：30 日勤 8：30 ～ 17：30 遅番 10：30 ～ 19：30 *ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。 | |
| 看護師 | 9：00 ～ 15：00 | |
| 調理員 | 8：00 ～ 17：00 | |

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

第 8 保育を提供する日、時間

| | | | | | | | | |
|-------------------|----------|------------|----------------------|---|---|---|---|---|
| 開 所 曜 日 | 2・3 号 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
| 開 所 時 間 (延長保育) | 2・3 号 | 平日 | 7：30 ～ 18：30（～19：30） | | | | | |
| | | 土曜日 | 7：30 ～ 18：30（～19：30） | | | | | |
| | | 日曜日・祝 日 | 休園日 | | | | | |
| | | コア時間 | 8：30 ～ 16：30 | | | | | |

※ 12月29日から1月3日は休園日となります。

※ 表中の号数は、子ども・子育て支援法第20条に規定される保育給付認定の各区分を表しています。

第 9 提供する保育の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づき、園児の心身の状況等に応じて、次に掲げる提供等を適切に行います。

(1) 当園の保育の理念

- 子どもの主体性を尊重し、自分で考える人間を育てる。
- 異年齢の関わりを通し、その相互の関係の中で、豊かな人間関係を育てる。
- 子ども一人ひとりの特性に応じ、発達の課題に即した指導を行う。

(2) 当園の保育の目標

- 自分で考え行動する子ども
- よくあそび、何でも挑戦しようとする子ども
- 自分の思いをきちんと伝えられる子ども
- 自分も周りの人も大切にすること

(3) 当園の保育の内容に関する全体計画

乳児・・・信頼できる環境の下で生理的・心理的欲求が満たされ安心して過ごす。
保育士の声掛けや友達に刺激され、自分でやってみようとする気持ちが育つ。年上の友達にやさしくされる事を喜ぶ。

幼児・・・保育士との信頼関係に支えられて、友達と関わりながら主体的な活動をする中で、諦めずにやり遂げることの達成感や自分のよさや特徴に気付く自信を持って行動する。又、友達と積極的に関わる中で、一緒に活動する楽しさを味わったり相手の気持ちを知ったり思いやりの気持ちを育てる。

(4) デイリープログラム (一日の流れ)

| 時間 | 活 動 |
|-------|-----------------|
| 7:30 | 順次登園 |
| 8:30 | 自由遊び |
| 9:30 | おやつ (0・1・2歳児) |
| 10:00 | 戸外あそび他 |
| 11:00 | 給食 |
| 12:30 | お昼寝 (0・1・2・3歳児) |
| 15:00 | おやつ |
| 16:30 | 順次降園 延長保育 |

※ 離乳食を提供し、アレルギー児に対する除去や宗教食の配慮もします。

※ 4・5歳児は7・8月のみ午睡します。

(5) 年間行事計画

| 月 | 行 事 |
|-----|--------------------|
| 4月 | ・入園進級式 ・子どもの日 |
| 5月 | ・内科検診 |
| 6月 | ・歯科検診 ・個別懇談 |
| 7月 | ・プール開き ・七夕 |
| 8月 | ・夏まつり |
| 9月 | |
| 10月 | ・運動会 ・遠足 |
| 11月 | ・保育参観 (希望者) ・内科検診 |
| 12月 | ・クリスマス会 |
| 1月 | |
| 2月 | ・節分 ・お楽しみ会 |
| 3月 | ・ひなまつり会 ・お別れ会 ・卒園式 |

※ 誕生会・避難訓練は毎月、身体測定は隔月実施します

(6) 給食の提供

・保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。(自園調理・完全給食制)
 ・間食は午前9時半と午後3時です。時間外保育時は、午後6時30分に補食があります。

・毎月給食献立表を配布いたします。

(7) その他の事業の実施状況

・障害児保育

心身に障害を有し、かつ集団保育が可能な子どもを受け入れ、健常児とともに保育することにより、障害児の成長・発達を促進を図り、障害児に対する理解を深めます。

・延長保育

保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う保育時間の延長に対する保育需要に対応するため、保育時間の延長を行います。

第 10 利用料金

(1) 保育にかかる利用者負担額（利用料）

名古屋市が定める利用料をお支払いいただきます。

(2) 延長保育にかかる費用

延長保育を利用された場合は、名古屋市が定める上限額の範囲で、運営規程で定めた利用料をお支払いいただきます。

(3) 教育・保育において提供される便宜に要する費用及び特定負担額

便宜に要する費用

当園では、第 9 に掲げる保育を提供するにあたり、必要となる物品の購入や行事への参加等に係る実費をお支払いいただきます。

(4) 上記項目の徴収に関しまして、事業者は明細及び振替日を付して当月分を当月 20 日までに保護者に請求し、保護者は事業者へ口座振替（手数料不要）の方法で支払うこととします。現金での授受は行なわないものとし、領収証は発行しないものとします。

| 区 分 | 項 目 | 負 担 額 |
|----------|-----------|-------------|
| 便宜に要する費用 | 給食主食費（2号） | 月額 670 円 |
| | 給食副食費（2号） | 月額 4,500 円 |
| | 教材費 | （詳細は 9 ページ） |
| | 行事への参加費用 | 行き先により必要な金額 |

第 11 利用の終了に関する事項

園児が、次に該当する場合は、保育の提供を終了するものとします。

(1) 園児が小学校へ就学したとき

(2) 園児の保護者が、「子ども・子育て支援法」に基づく保育給付認定を受けられなくなったとき

(3) その他、当園の利用を継続することが困難な事由があるとき

第 12 緊急時等の対応方法

(1) 医療機関

園児に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等又は嘱託医・嘱託歯科医への連絡を行います。

| | |
|----------------|-------------------------|
| 医療機関の名称（嘱託医） | 木村医院 |
| 医師名 | 木村 勝則 |
| 所在地 | 名古屋市東区筒井三丁目 15 番 7 号 |
| 電話番号 | 0 5 2 - 9 3 5 - 5 5 2 6 |
| 医療機関の名称（嘱託歯科医） | 中村歯科 |
| 医師名 | 中村 美保 |
| 所在地 | 名古屋市東区砂田橋 3-2-101-110 |
| 電話番号 | 0 5 2 - 7 2 2 - 4 4 5 0 |

(2) 損害賠償制度への加入

当園では、以下の保険に加入しています。

| | |
|-----------|---|
| 保 険 の 種 類 | 賠償責任保険・傷害保険（学校契約団体） |
| 保 険 金 額 | 賠償責任：支払限度額 1 人につき 4000 万円、 1 事故につき 8000 万円 傷害：死亡・後遺障害 100 万円/人、入院保険金日額 1 千円/人、 通院保険金日額 500 円/人 |

第 13 非常災害時の対応と対策

| | |
|---|---|
| 暴 風 警 報 発 令 時 | （詳細は 11 ページ） |
| 高 齢 者 等 避 難 避 難 指 示 特 別 警 報 発 令 時 | （詳細は 11 ページ） |
| 避 難 訓 練 | 火災を想定した避難訓練、地震を想定した避難訓練のいずれかを月 1 回実施 |
| 非 常 災 害 用 備 蓄 | ・飲料水・α米・ミルク・菓子など人数×2 日分 ・毛布・携帯用トイレ・救急用品・ガスコンロ他 |

第 14 防犯、事故防止のための措置

当園は、園児の安全を確保するため、事故防止安全対策マニュアルを作成し、職員に対し研修を実施します。月 1 回不審者訓練実施。

第 15 虐待の防止のための措置

当園は、園児の人権の擁護、児童虐待の防止のため、虐待防止に関する責任者を選任するとともに、職員に対し研修を実施します。

第 16 苦情等の受付について

当園における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

| | |
|----------|--|
| 当園苦情相談窓口 | 苦情解決責任者 園長 苦情受付担当者 各クラス担任 |
| 第三者委員 | レーヴ法律事務所 弁護士 柴田洋平 東京都杉並区南荻 4-39-11 3階 電話 03-5336-3390 <受付> 9:00~17:00 (土曜日、日曜日、祝日を除く) |

制定日：令和2年4月1日

改定日：令和3年4月1日

改定日：令和3年7月1日

改定日：令和3年10月1日

改定日：令和4年4月1日

改定日：令和6年4月1日

改定日：令和7年4月1日

2025年度 保育用品注文書

以下の保育用品を注文いたします。

新 歳児 名前

| 年齢 クラス | 5歳児 いるか | | 4歳児 らいおん | | 3歳児 ぱんだ | | 2歳児 うさぎ | | 1歳児 ぺんぎん | | 0歳児 こあら | |
|--------------|------------|-------|-------------|-------|------------|-------|------------|-------|-------------|-------|------------|-------|
| | 進 | 新 | 進 | 新 | 進 | 新 | 進 | 新 | 進 | 新 | 進 | 新 |
| 1 連絡ノート | | 200 | 200 | 200 | 210 | 210 | 300 | 300 | | 300 | | 380 |
| 2 粘土 | 430 | 430 | 430 | 430 | 430 | 430 | 430 | 430 | | | | |
| 3 粘土ケース | | 240 | 240 | 240 | 240 | 240 | 240 | 240 | | | | |
| 4 粘土板 | | 420 | 420 | 420 | 420 | 420 | 420 | 420 | | | | |
| 5 クレヨン16色 | | 760 | 760 | 760 | 760 | 760 | 760 | 760 | | | | |
| 6 はさみ(右or左)※ | | 480 | 480 | 480 | 480 | 480 | | | | | | |
| 7 自由画帳 | | 420 | 420 | 420 | 420 | 420 | 420 | 420 | | | | |
| 8 せんあそび | | | 370 | 370 | | | | | | | | |
| 9 ひらがなとかず | 415 | 415 | | | | | | | | | | |
| 10 おたよりケース | | 290 | 290 | 290 | 290 | 290 | 290 | 290 | | 290 | | 290 |
| 11 誕生日の絵本 | 420 | 420 | 420 | 420 | 420 | 420 | 420 | 420 | 420 | 420 | 420 | 420 |
| 12 カラー帽子(色) | 1035 | 1035 | 1035 | 1035 | 1035 | 1035 | 1260 | 1260 | | 1260 | | 1260 |
| | | だいだい | | みどり | きみどり | きみどり | き | き | | みず | | もも |
| 合計 | 1,265 | 5,110 | 1,420 | 5,065 | 2,575 | 4,705 | 2,690 | 4,540 | 420 | 2,270 | 0 | 2,350 |

○令和7年度保育用品注文書になります。4月からのお子さんの年齢の新(新入児)進(進級児)の列が購入して頂きたいものです。

○粘土は一年使用と汚れて不衛生ですので毎年新しいものと交換して下さい。

※3歳児のはさみは右きき・左ききどちらかに○を付けて下さい。

○別紙・保育園でスモックを購入される方は、色を選び記入して下さい。個人で用意して頂いても構いません。(新2歳児以上対象)

○体操教室で園指定の体操ズボンを使用しますので注文をお願いします。(2歳児以上対象)

(再度購入される方は用紙をお渡ししますのでお知らせください)

○徴収は4月末に口座引き落としになります。

| スモック申込書 1,850円 | | | | |
|----------------|----|---|----|------|
| 色・サイズ | もも | き | みず | きみどり |
| 100 | | | | |
| 110 | | | | |
| 120 | | | | |
| 130 | | | | |
| くみ 名前 | | | | |

| 体操ズボン申込書 2,000円 | | | | |
|-----------------|-----|-----|-----|--|
| サイズ | 100 | 110 | 120 | |
| ○を記入 | | | | |
| くみ 名前 | | | | |

気象情報及び地震警戒宣言等への園児の対応

葵サンフレンズ保育園 052-938-9321
保育園携帯 080-7560-6062
☆ 緊急事態発生時には、メール配信いたします。

| | | 警報等の状況 | 園児の対応 |
|------------------|----------------|---|--|
| 風水害 (暴風警報発令時) | 保育 時間 外 | 名古屋市に暴風警報が午前6時に発令されており、継続が予想される場合 | 園児の危険を予防し、不測の事態を未然に避けるため、登園を見合わせるようお願いします。 |
| | 保育 時間 中 | 園児の登園後に、名古屋市に暴風警報が発令された場合 | 家庭保育が可能な方は、早めのお迎えをお願いします。(超大型・直撃などの場合は、不測の事態を未然に避けるため、お迎えの依頼をする場合があります。) |
| | 保育 時間 解除 | 園児の登園前に名古屋市に暴風警報が発令されていて、通常の保育時間に解除された場合 | 保育が必要とされる方は、施設の保全状態の確認と職員の参集に要する時間を考慮し、2時間以内を目安に、お子さんの受け入れをします。詳細については、メール配信します。 |
| 大雨・洪水警報・各注意報発令時 | | 特に、危険が予想されない場合 | 平常保育 |
| 特別警報発令時 | 保育 時間 中 | 名古屋市に警戒レベル3・警戒レベル4・特別警報が発令されるような大地震や災害が起こった場合 | 速やかにお迎えをお願いします。様子を見て避難場所へ避難します。 |
| | 保育 時間 外 | 名古屋市に警戒レベル3・警戒レベル4・特別警報が発令されるような大地震や災害が起こった場合 | 解除されるまでは、休園とします。 |

●上記に関わらず、保護者が防災業務に従事している等、やむを得ない事情により当日の保育が必要な園児につきましては受け入れを行います。

- 上記の事項が発令された場合は、メール配信にて対応の仕方を連絡いたします。
- 保育中に災害に遭った場合、原則として保育園待機ですが、それが危険と判断される場合は次の場所に避難します。

★最終避難場所は 葵小学校

葵サンフレンズ保育園における重要事項に関する同意書兼契約届

当園における保育の提供を開始するに当たり、「葵サンフレンズ保育園 重要事項説明書」に基づき重要事項の説明を行いました。

葵サンフレンズ保育園

園 長 中尾 範子

私は、「葵サンフレンズ保育園 重要事項説明書」に基づいて葵サンフレンズ保育園から重要事項の説明を受け、同意しました。また、名古屋市からの「保育利用決定通知書」に基づき、葵サンフレンズ保育園の入所を確認したことを届け出します。

令和 年 月 日

児 童 氏 名 :

保 護 者 氏 名 :

印

児童から見た続柄 :

| | |
|----------------|--|
| 保 育 園 処 理 欄 | |
|----------------|--|